

■会員規約 一部修正（補記）

現行 の条番	現行 の項番	現行	補記内容
30	3(5)	<p>(5) 会員は、リボルビング残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。また、そのリボ手数料は、支払日の翌日から繰り上げ返済日までの日数に対して年 365 日（うるう年の場合は 366 日）の日割によって算出した額とし、支払元金とあわせて支払うものとします。</p>	<p>(5) 会員は、リボルビング残高の全部または一部を繰り上げて返済することができるものとします。この場合、会員は当社へ事前に連絡のうえ、当社の指定日に当社の指定金額を当社指定の金融機関口座へ振り込む方法により返済するものとします。また、そのリボ手数料は、支払日 <u>（金融機関の営業日に関わらず、締切日の翌月 10 日。金融機関によっては 8 日。）</u> の翌日から繰り上げ返済日までの日数に対して年 365 日（うるう年の場合は 366 日）の日割によって算出した額とし、支払元金とあわせて支払うものとします。</p>

20LC-0328-202007